

富士川水系における水質等調査結果について

1. 採水日

令和3年7月28日

2. 検出結果\_\_別添1

3. 調査結果について

(1) アクリルアミド

①河川水

富山橋付近、南部橋付近の2地点で、5ng/L 検出された。

- ・ 人や水生生物への影響を考慮した各種指標を十分下回っている。

ア WHOの飲料水水質ガイドライン値（500ng/L）の100分の1

イ 水道水の要検討項目※の目標値（500ng/L\_厚生労働省）の100分の1

※毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目

ウ 水生生物への影響が表れないと予測される濃度※（41,000ng/L\_環境省）の8千分の1程度

※魚類の急性毒性値より求めた、予測無影響濃度\_「化学物質の環境リスク初期評価」（環境省）平成14年

- ・ 全国調査である「平成19年度化学物質環境実態調査」（環境省）の定量下限値（5.9ng/L）未満

②底質

富山橋付近、十島堰付近の2地点で、0.2ng/g-dry が検出された。

- ・ 全国調査である「平成19年度化学物質環境実態調査」（環境省）の定量下限値（0.2ng/g-dry）程度

- ・ ポテトスナックの中央値（参考参照）の約3千分の1

<参考>

○「平成19年度化学物質環境実態調査」（環境省）を元に山梨県作成

項目	検出数/地点	最大値	最低値	定量（検出）下限
水質（ng/L）	13/48	49	n d	5.9（2.3）
底質（ng/g-dry）	40/64	1.9	n d	0.2（0.079）

注：n dは検出下限値未満

○食品中の含有量\_\_平成16～28年度農林水産省調査を元に山梨県作成

食品名	試料数	中央値（ng/g）	最大値（ng/g）
ポテトスナック	120	610※	4,600
インスタントコーヒー	60	560	870
炒め野菜	180	23	620

注：日本では、食品に含まれているアクリルアミドについて、食品衛生法等に基づく基準値等は設けられていない。

- (2) 有害物質・その他化学物質・濁り (SS)
- ・ 全て環境基準値又は指針値未満であった。

#### 4. 今後の調査計画

季節的な河川水量等の変動による影響を確認するため、継続して調査を実施する。

- (1) 時期 (予定)

10月、令和4年1月

- (2) 調査地点・項目等

検討中

#### 【単位について】

- ・ 1mg (ミリグラム) = 1000 分の 1 グラム
- ・ 1 $\mu$ g (マイクログラム) = 100 万分の 1 グラム
- ・ 1ng (ナノグラム) = 10 億分の 1 グラム

## 富士川水系水質調査結果

採水日：令和3年7月28日(水)

河川	地点	実施者	項目（水質）				項目（底質）
			アクリルアミド <sup>※</sup> (ng/L)	有害物質（26項目）※1	その他 化学物質 ※2	SS (mg/L)	アクリルアミド <sup>※</sup> (ng/g-dry)
雨畑川	①雨畑川流末	山梨県	<5	全項目環境基準値未満	—	1	—
早川	②中之島橋		<5	—	—	2	—
	③栄代橋		—	—	—	2	—
	④弁天橋		—	—	—	2	—
	⑤早川橋		<5	全項目環境基準値未満	—	8	—
富士川	⑥飯富橋	国	<5	全項目環境基準値未満	—	7	—
	⑦富山橋付近		5	全項目環境基準値未満	—	13	0.2
	⑧身延橋	山梨県	<5	—	—	7	—
	⑨南部橋付近	国	5	全項目環境基準値未満	—	6	<0.1
	⑩十島堰付近		—	—	—	—	0.2
	⑪県境	山梨県	<5	全項目環境基準値未満	—	3	—
	⑫富原橋	静岡県	<7	全項目環境基準値未満	全項目 定量下限 値未満	22	—
	⑬富士川橋		<7	全項目環境基準値未満	全項目 定量下限 値未満	2	—
⑭河口付近	国	—	—	—	—	<0.1	
稲子川	⑮稲子川橋	静岡県	<7	全項目環境基準値未満	全項目 定量下限 値未満	1	—
稲瀬川	⑯富士川合流 直前		<7	全項目環境基準値未満	全項目 定量下限 値未満	<1	—
芝川	⑰芝富橋		<7	全項目環境基準値未満	全項目 定量下限 値未満	1	—
地点数			13	10	5	15	4

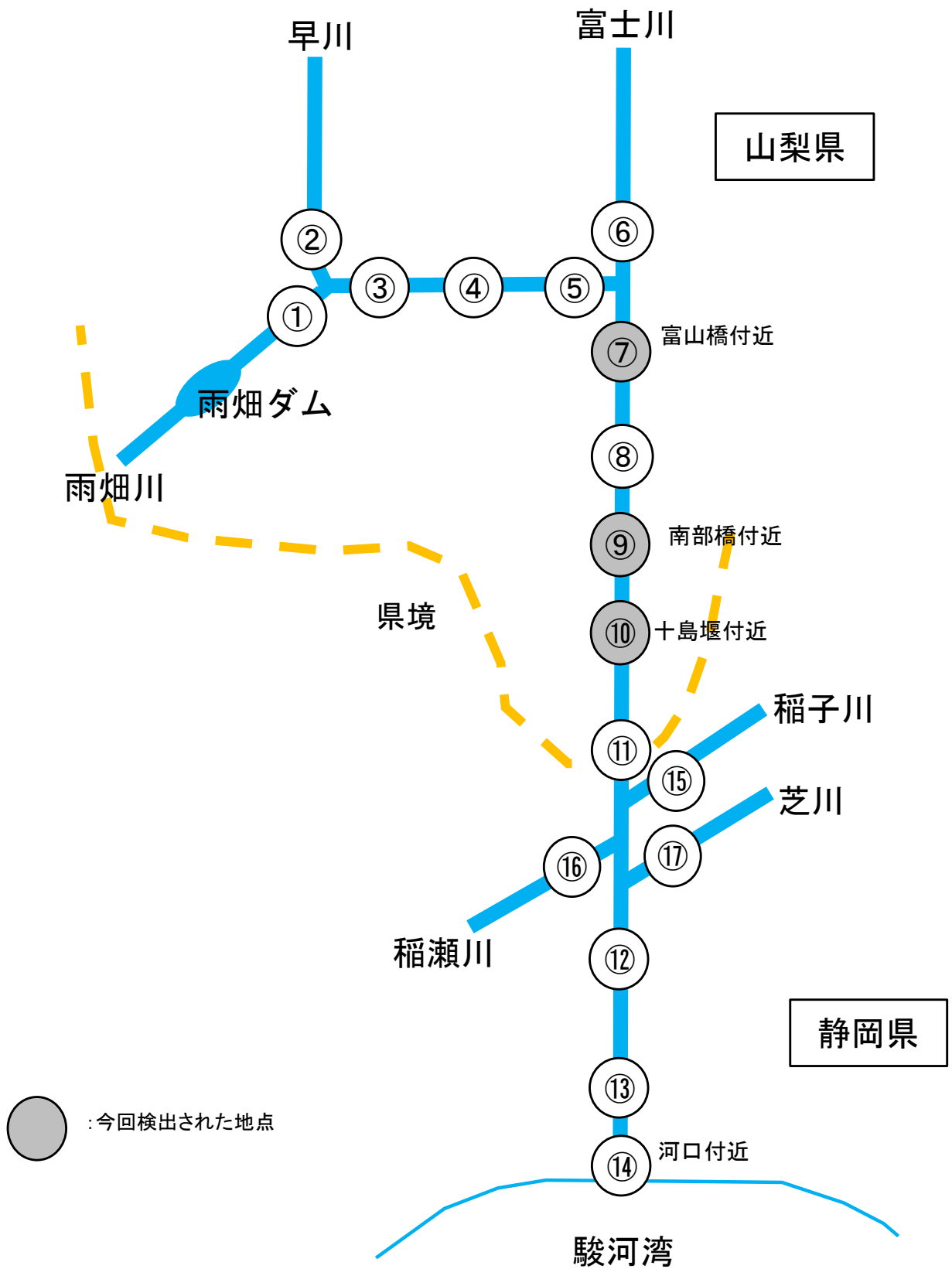
注1 表中の — は実施無し、&lt; は、定量下限値未満を示す

注2 アクリルアミドの定量下限値は分析機器等の違いにより異なる

※1 人の健康の保護に関する環境基準項目

※2 静岡県独自調査項目：PRTR法に基づき富士川への排出が報告されている物質のうち、環境基準値又は指針値が定められている物質

【調査位置図】



(参考)

人の健康保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,4-ジチン	0.05mg/L 以下

その他化学物質の環境基準値及び指針値

項目	基準値及び指針値
亜鉛	0.03mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.05mg/L 以下 (芝川は 0.03mg/L 以下)
EPN	0.006mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フェノール	0.08mg/L 以下 (芝川は 0.05mg/L 以下)
全マンガン	0.2mg/L 以下